

釧路市宿泊税条例について

釧路市

2024年(令和6年)10月

■宿泊税条例の主な内容について	1～3
-----------------	-----

■解説：釧路市における宿泊税の考え方

1. 宿泊税とは	5
2. 釧路市の観光振興について	6
3. 釧路市観光の現状①	7
4. 釧路市観光の現状②	8
5. 宿泊税導入の背景・必要性	9
6. 税率の設定について	10
7. 課税免除・免税点について	11
8. 使途のイメージについて	12
9. 宿泊税導入に係るスケジュール	13

■宿泊税条例の主な内容①

趣旨

(解説P 5～9)

市は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課します。

納税義務者

宿泊税は、宿泊施設（※）において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課します。

※ 旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅をいいます。

税率

(解説P 10)

宿泊税の税率は、宿泊者（納税義務者）1人1泊につき、定額200円とします。

課税免除

(解説P 11)

学校等が主催する修学旅行の行事等で宿泊する場合の参加者及び引率者には、宿泊税を課さないこととします。
なお、免税点（宿泊料金が一定金額を下回る場合に課税を免除する際の基準となる額）は設定しないこととします。

徴収方法

宿泊施設の経営者が宿泊料金とともに宿泊税を徴収し所定の時期に釧路市に納入していただく「特別徴収」の方法によることとします。

■宿泊税条例の主な内容②

特別徴収義務者

特別徴収義務者は宿泊施設の経営者とします。特別徴収義務者が市内に事務所等を有しない場合は、納税管理人を設定していただきます。

減免

天災その他特別の事情がある場合（※）において、宿泊税の減免を必要とすると認める宿泊者（納税義務者）に限り、宿泊税を減免することとします。

※ 災害などの避難のため一定期間宿泊施設に宿泊する場合や、道路寸断などにより予定外の宿泊を強いられる場合など。

特別徴収義務者に対する申告納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合（※１）又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合（※２）には、その宿泊税額の納入の義務を免除するものとします。

※１ 旅行代理店等の破産や代表者の死亡、失踪等により、宿泊税を徴収することが不可能となる場合など。

※２ 天災や火災、盗難等により宿泊税額を亡失する場合など。

帳簿等の記載・保存義務

特別徴収義務者に対し、宿泊施設ごとに宿泊税に係る帳簿や売上伝票の記載及び保存を義務付ける予定です。

■宿泊税条例の主な内容③

北海道宿泊税の賦課徴収

北海道も宿泊税を導入した場合、釧路市が北海道分もまとめて徴収する予定です。
この場合は、釧路市に納入された北海道の宿泊税は、釧路市が北海道に払い込むこととします。

罰則規定

宿泊税の適正かつ公平な課税を実効性あるものとするため、次の場合について罰則を設ける予定です。

- ・特別徴収義務者が、正当な理由なく納税管理人の設定及び申告をしなかった場合
- ・特別徴収義務者が、帳簿等の記載及び保存義務に違反した場合

罰則の内容は、宿泊税を既に導入している他の自治体の条例を参考に検討を進め、関係機関との協議を経て決定することとします。

制度の見直し

市は、宿泊税条例の施行状況や社会情勢の変化等を勘案し、5年ごとに検証・検討を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。

解 説

釧路市における宿泊税の考え方

1. 宿泊税とは

◆宿泊税とは

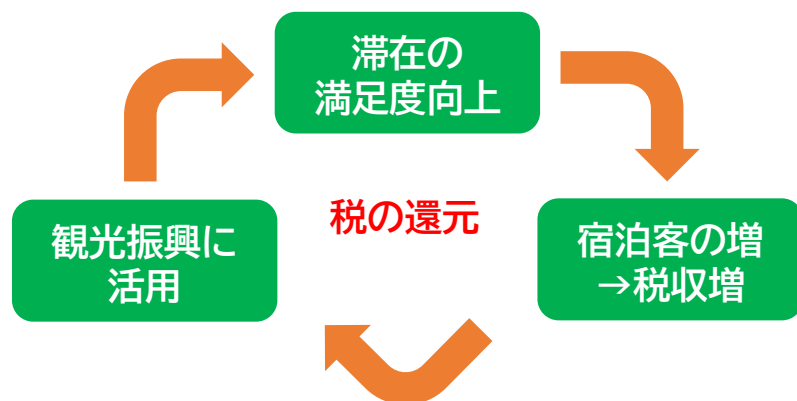
宿泊税は、ホテルや旅館等に宿泊する方に課税される法定外目的税で、自治体が独自に導入する税です。
2002年(平成14年)に東京都で初めて導入されて以来、大阪府や京都市等、複数の自治体で導入が進められており、北海道も2026年(令和8年)4月からの導入を目指して検討を進めています。

○法定外目的税とは

- ・法定外税は、地方自治体が独自に設けることができる税であり、新設の際には総務大臣と協議の上、同意を得る必要があります。
- ・目的税は、あらかじめその使い道を特定した上で課税する税のことであり、宿泊税は各自治体が目的を特定した上で独自に導入する税です。

※現在、宿泊税を導入している自治体では、観光振興を目的に設定しています。名称も各自治体で設定が可能ですが、全ての自治体が「宿泊税」としています。

※納税義務者は宿泊客です。導入済みの自治体では、直接宿泊客から徴収するのではなく、宿泊施設において、宿泊料金の支払いの際に合わせて宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収制度」を採用しています。



※宿泊客に負担いただく税収を活用し、観光地としての魅力やサービスの向上を図ることにより、宿泊客へ還元するほか、地域の宿泊施設や観光、交通、飲食等、様々な事業者へ波及し、観光の振興・地域経済の活性化にもつながります。

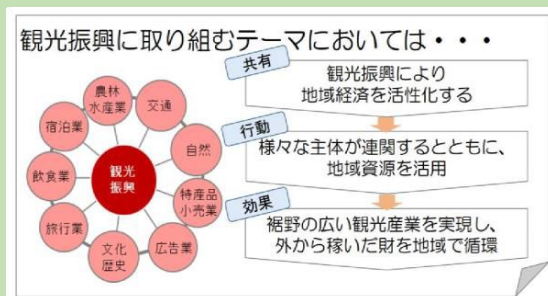
2. 釧路市の観光振興について

釧路市は、2つの国立公園とラムサール条約登録湿地を有する全国でも珍しい地域であり、北海道を代表する温泉地の阿寒湖温泉や、都市観光の拠点となる釧路のまちが隣接する観光の魅力要素の質の高さと多様性の面において、全国的にも恵まれた立地環境にあることから、「観光」を釧路市の経済を支える重要な地域のリーディング産業として位置付け釧路市観光振興ビジョンを策定し施策を推進しています。

◆釧路市における観光振興の位置付け

- ・釧路市が目指すまちづくりを実現するための最上位指針である「釧路市まちづくり基本構想」の分野別個別計画として「釧路市観光振興ビジョン」を策定しています。
- ・同構想では、目指すべきまちづくりの理念・コンセプトとして「域内連関」を掲げています。
- ・観光は裾野の広い業種から構成され、地域への経済波及効果が大きいことから「地域のリーディング産業」と位置付けた上で、市民一人ひとりや多様な担い手の観光に対する理解と関与を促し、観光消費の拡大と域外から稼いだ財の域内での循環の強化などを図り、観光産業の育成を進めることが重要としています。

▶観光振興における
域内連関のイメージ

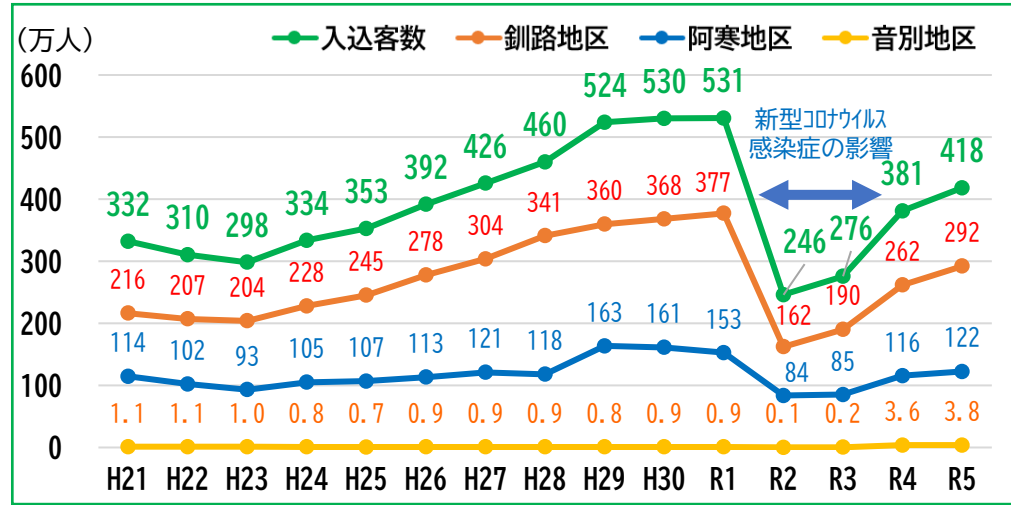


◆釧路市観光振興ビジョンとは

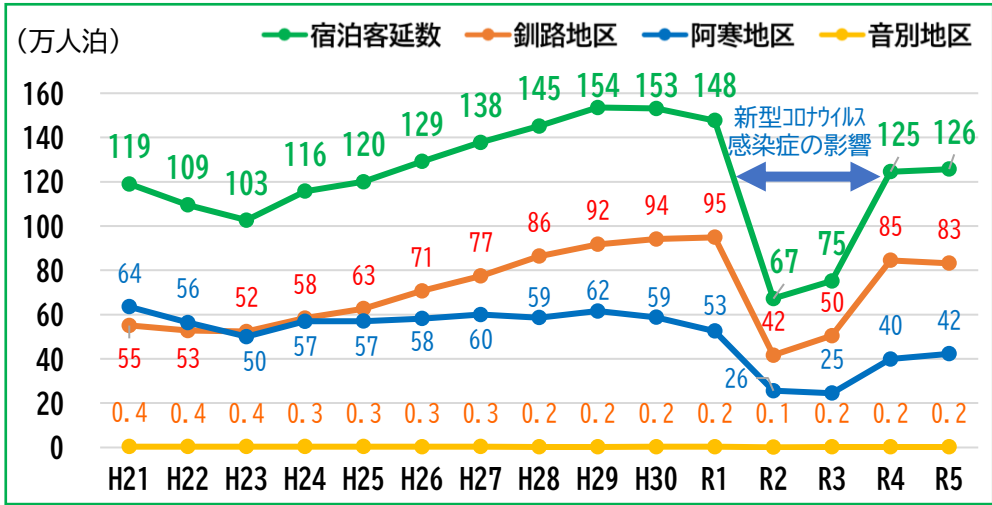
- ・2006年度(平成18年度)に観光振興において量から質への転換が必要との認識のもと、全国に先駆けて「質」を評価する指標を重視した「第一期釧路市観光振興ビジョン」を策定しました。
- ・2016年度(平成28年度)には、同ビジョンを改定した「第二期釧路市観光振興ビジョン」を策定し、「域内循環」、「外から稼ぐ」を踏まえ、最重要指標を経済波及効果と設定し目標を基準年次の2倍(約500億円)としました。
- ・2023年度(令和5年度)には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会経済環境や旅行・観光の動向が大きく変化したことから、第二期ビジョンの中間見直しを行いました。
⇒新たな視点での施策の見直しや安定的な観光財源の確保が求められました。

3. 釧路市観光の現状①

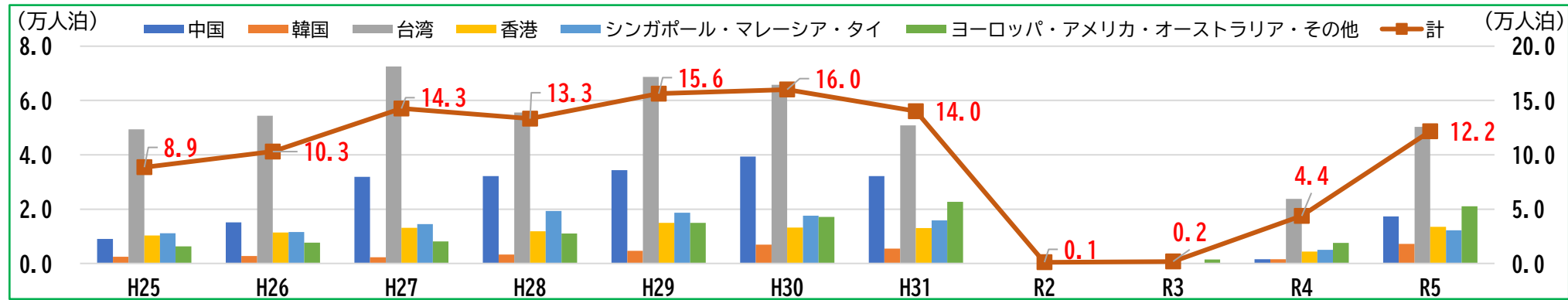
◆釧路市の観光入込客数(地区別)



◆釧路市の宿泊客延数(地区別)



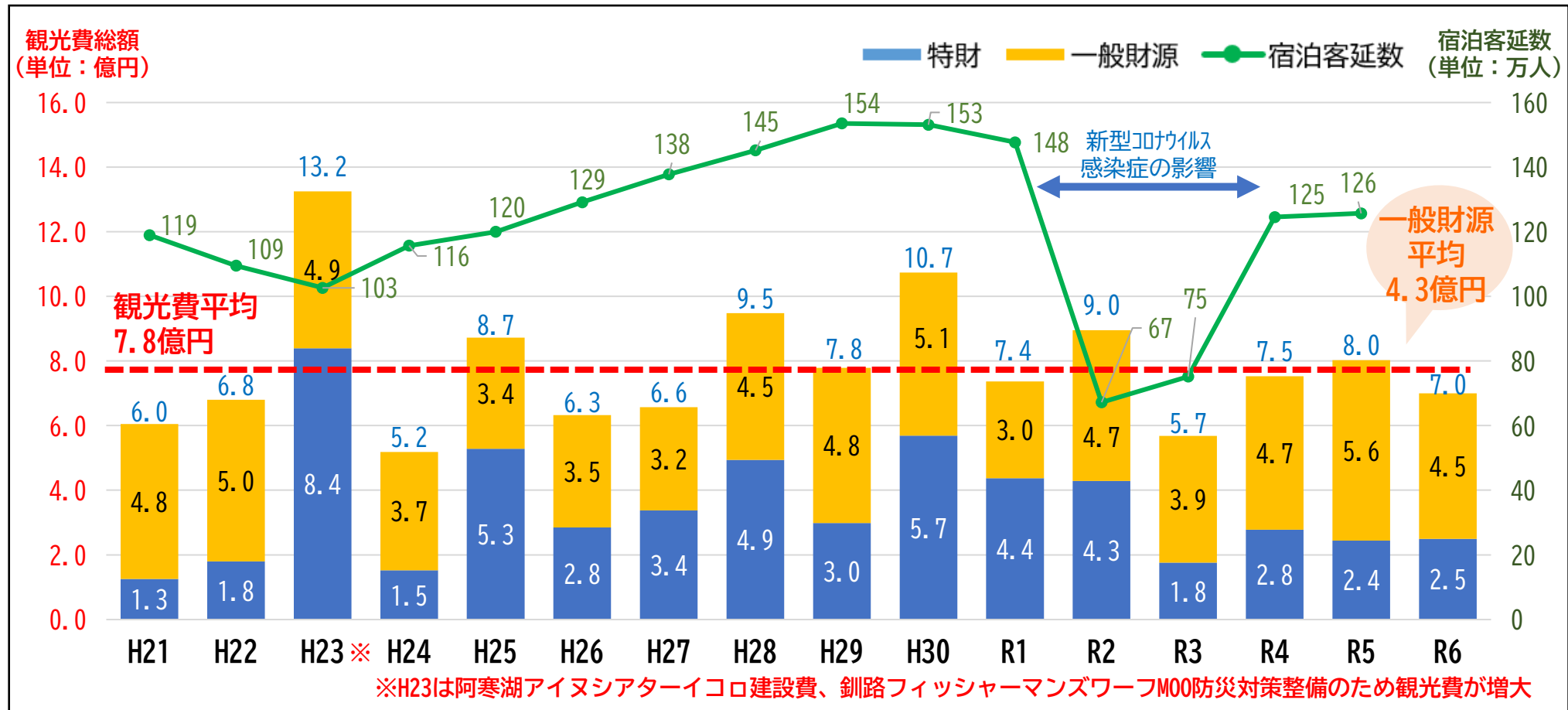
◆釧路市の訪日外国人宿泊客延数



- 釧路市の観光入込総数は、2019年度(令和元年度)では**530.7万人**でしたが、2020年度(令和2年度)は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、246.1万人まで減少しました。5類感染症移行後の2023年度(令和5年度)は、418万人となり、コロナ禍前の約79%まで回復しています。
- 宿泊客延数は、釧路市全体では2017年度(平成29年度)の**154万人泊**以降はやや減少傾向であり、2020年度(令和2年度)のコロナ禍には更に大きく減少しましたが、2023年度(令和5年度)には126万人泊まで回復しました。
- 訪日外国人宿泊客延数は、2015年度(平成27年度)から13~16万人泊程度で推移し、コロナ禍には1,152人泊まで減少しましたが、2023年度(令和5年度)においては12万人泊まで回復しています。国・居住地別のシェアは、アジア圏が大半を占めており、台湾が最も多く、中国、香港などが続きます。

4. 釧路市観光の現状②

◆釧路市における観光費の推移



- これまで、釧路市観光振興ビジョンに基づき、観光立国ショーケースやA T W Sの推進など、観光振興に向けて、平均7.8億円を投資してきました。
- 活用できる財源は少なく、このうち55%の4.3億円が一般財源となっています。

5. 宿泊税導入の背景・必要性

◆背景

- ・「観光」を釧路市の経済を支える重要な地域のリーディング産業として釧路市観光振興ビジョンを策定し、施策を推進してきました。
- ・釧路市の観光入込総数は、2019年度(令和元年度)に530.7万人まで増加し、訪日外国人宿泊客延数は、2018年度(平成30年度)には16万人まで増加しました。
- ・これまで、釧路市観光振興ビジョンに基づき、観光立国ショーケースやA T W Sなど観光振興に向けて、毎年平均7.8億円を投資してきましたが、活用できる財源は少なく、55%の4.3億円が一般財源となっています。

◆コロナ禍以降の環境変化、新たな観光政策

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による旅行形態の変化等、観光を取り巻く環境は大きく変化しました。
⇒ ワークেশョンへの関心の高まり、観光レジリエンスの向上 等
- ・また、観光振興における新たな視点が重要となっています。
⇒ 脱炭素の視点、観光地のD X、アドベンチャートラベルの推進、持続可能な観光の推進(SDGsの視点) 等

◆これからの取組

- ・地域のリーディング産業と位置付ける「観光」を更に推進し、交流人口の拡大を進めながら、住民の皆さんにとっても住みやすい環境づくりを確保します。
- ・コロナ禍を経た環境変化、課題への対応や、新たな視点による施策をこれまでの取組に加え、進める必要があります。

新たな施策の方向性

受入環境の充実

地域資源の磨き上げと魅力向上

持続可能な観光地づくり

新たな財源の確保が必要

※「第二期釧路市観光振興ビジョン」の中間見直しでは、安定的な観光財源の確保が求められています。

6. 税率の設定について

◆税率の設定

※一律定額制

1人1泊につき、**200円**

◆税収規模イメージ ※コロナ禍以前の約150万人泊で試算

税率		宿泊客延べ数	=		税収規模
200円	×	約150万人泊	=		1年あたり 約3億円

○税率設定の考え方

◇税収規模の確保

- ・更なる観光振興に向け、新たな取組を進めるためには一定の財源規模を確保する必要がある。

◇宿泊施設の負担

- ・徴収を担う宿泊施設の負担とならない設定が必要。 ※宿泊施設が道と市の宿泊税を徴収する。
- ・一律定額制は宿泊料金に関係無く、1人1泊200円で算出が可能。
- ・道税+200円で徴収できるため、比較的税額計算が簡単。

◇受益と負担の観点

- ・宿泊税を活用した滞在の満足度を向上させる事業は、宿泊料金に関係なく、どの宿泊者も同様に効果を受けるものであり、その対価として負担を均等に求めるもの。

※導入後も税率を含め、制度の内容については、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

7. 課税免除・免税点について

◆課税免除・免税点とは

一定の条件で課税しない → 「**課税免除**」 一定金額に満たなければ課税しない → 「**免税点**」

○課税免除の例

京都市・倶知安町・長崎市：修学旅行生等学校行事の宿泊は課税しない。 ※北海道案も修学旅行を免除

○免税点の例

東京都：宿泊料金が1万円未満の場合は免税。 大阪府：宿泊料金が7千円未満の場合は免税。

課税免除の設定：「修学旅行その他学校等の行事に参加する者及び引率者」

①対象施設：学校教育法に規定する学校(大学を除く。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び児童福祉法に規定する施設

②対象行事：教育課程の一環として実施される修学旅行及びその他学校等の行事

③対象者：修学旅行及びその他学校等の行事に参加する者及び引率者とする。

- ・参加する者：幼児、児童、生徒、学生
- ・引率者：生徒等の引率を行う学校等の関係者や介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等。

・教育課程の一環であれば、学校長等による**証明が可能**。
→免除の該当性を厳格に判断可能。
・教育課程外のスポーツ大会や合宿などは、学校行事として範囲指定や補足、挙証が困難→**対象外とする**。
⇒スポーツ合宿等については、別途支援策を検討

①対象施設

学校教育法

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校
高等学校、中等教育学校、特別支援学校
高等専門学校 (※大学は対象外)

就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律
・幼保連携型認定こども園

児童福祉法

- ・保育所(保育所型認定こども園含む)
- ・認可外保育施設
(地方裁量型認定こども園含む)
- ・家庭的保育事業を行う施設
- ・小規模保育事業を行う施設
- ・居宅訪問型保育事業を行う施設
- ・事業所内保育事業を行う施設

②対象行事

教育課程の一環

- ・各教科(科目)、総合的な探究(学習)の時間
- ・特別活動(学校行事等) など

※課税免除対象行事

→ 修学旅行、宿泊研修、園外お泊り会 など

※ 免税点は設けず、出張旅行者など観光目的によらない宿泊者の便益に配慮した宿泊税の使途についても別途検討します。

8. 使途のイメージについて

宿泊税は新たに設置する基金に積み立て、以下の**3つの方向性**に基づく施策に活用します。以下は、**現段階で想定されるものを例示**したものです。観光を取り巻く状況、求められる施策は常に変化しているため、数年先の使途の可能性を狭めることなく、**柔軟に対応**できるよう、**活用する事業は毎年度検討し、決定します。**

それぞれの方向性のうち、「移動利便性の向上」「アドベンチャートラベル(AT)」「DMO・DMCの体制強化」の3点については、**当面の間、重点的に**取り組みます。

使途① 受入環境の充実

○【重点】移動利便性の向上



■実態調査・データ分析、キャッシュ化、多言語化 等

○宿泊施設等の受入環境整備支援

・宿泊施設等の環境整備への支援



■キャッシュレスの導入支援 ■バリアフリー化の支援

○地域におけるおもてなし力の向上

・観光案内機能の充実（外国人旅行者対応等）



■案内看板のリニューアル・多言語化 ■観光案内機能の充実

○観光施設、文化・スポーツ施設の魅力づくり

・施設の利便性向上（施設・備品の整備 等）

使途② 地域資源の磨き上げと魅力向上

○【重点】アドベンチャートラベル(AT)の推進

・AT専門人材の配置等



■ATツアー誘致・受入
（高付加価値旅行）



■AT専門人材の確保
（外国人旅行者対応）

○釧路の食や地場産品の魅力創出

・食の魅力発信、メニュー開発 など



○釧路川リバーサイドや阿寒湖温泉等の滞在型まちなか観光の推進

・滞在日数を増やす「まちなか」の整備 など

■まち歩きの魅力向上

■滞在・体験型観光の推進



○夜の滞在型観光の推進

・夜間景観の魅力向上、夜型コンテンツの開発

使途③ 持続可能な観光地づくり

○【重点】DMO・DMCの体制強化

・DMO・DMCの人材確保・育成 など

＜市内のDMO＞

（一社）釧路観光
コンベンション協会
NPO法人阿寒観光協会
まちづくり推進機構



＜市内のDMC＞
阿寒アドベンチャーリズム
株式会社

○観光政策データの整備充実と分析力の向上

・独自の消費データの収集・分析 など

○災害等の不測事態への備え

・一定額を基金に積立てる。
→災害時の復旧支援や需要回復対策等に活用



○観光業界の人材育成・確保

・ガイド人材の確保・育成 など

○サステナブルツーリズムの推進

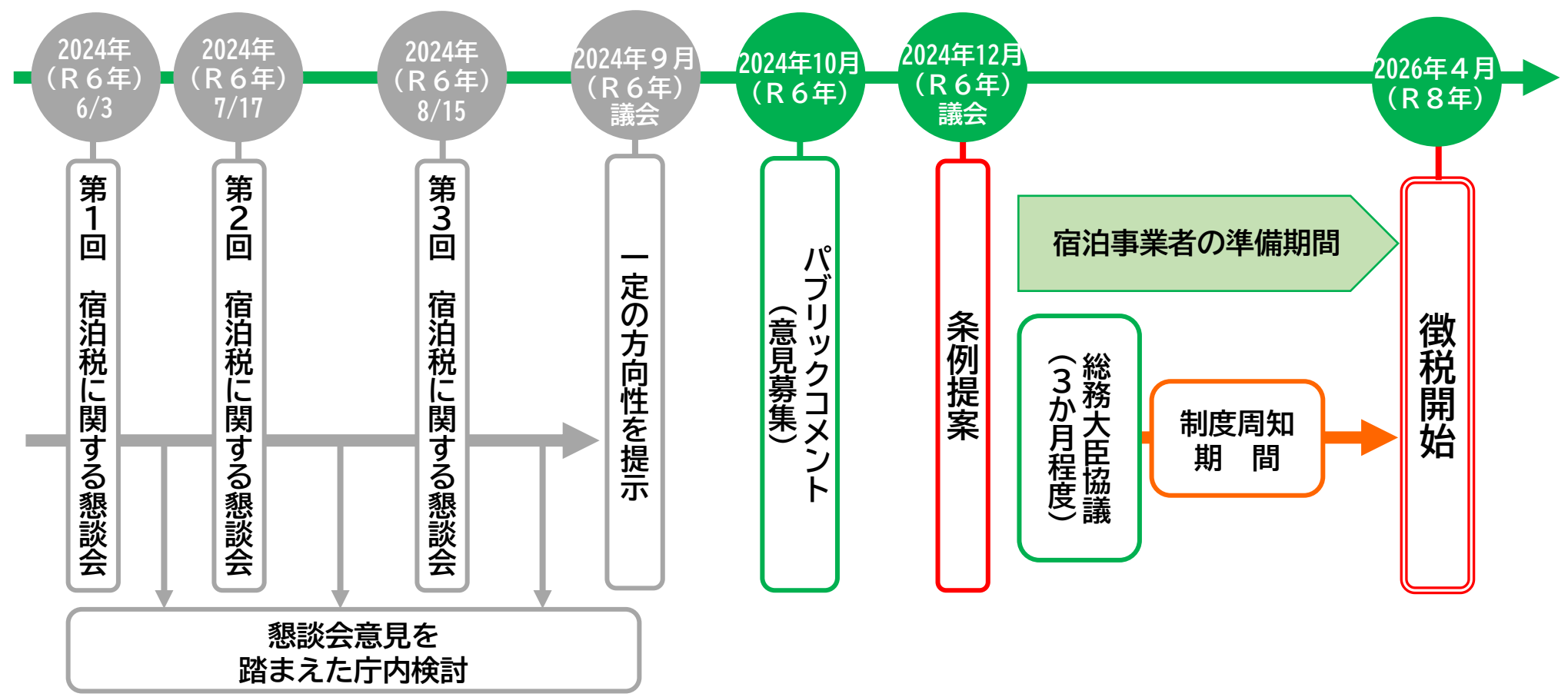
・観光資源の活用と保全の両立



使途④ その他 税導入に係る経費（徴税費用）

・宿泊事業者への特別徴収義務者交付金、システム導入経費の支援 など
・市のシステム導入経費、人件費、事務費
・周知、広報に係る経費 など

9. 宿泊税導入に係るスケジュール



※本パブリックコメントの実施後、12月定例市議会に条例案を提出し、同議会において可決された場合には、総務省へ協議申請を行い、総務大臣の同意を得た後に条例を施行することとなります。その後、制度周知を行うほか、宿泊事業者の皆さんへ徴収事務の説明などを行った後に徴税を開始する予定であり、早ければ2026年(令和8年)4月の導入を目指します。